

静 岡 市 報

No. 78

静岡市葵区追手町5番1号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月1日・隨時

目 次

規 則

- 静岡市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市清水地域の医療体制の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 6

規則

静岡市規則第97号

静岡市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年10月17日

静岡市長 難波喬司

静岡市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

静岡市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附則第2項中「平成38年3月31日」を「令和18年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第98号

静岡市清水地域の医療体制の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和7年10月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市清水地域の医療体制の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和8年度の静岡県における新たな地域医療構想の策定等に向けた清水地域の医療体制の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市清水地域医療体制協議会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、清水地域の将来の医療体制の在り方について調査審議し、市長に意見を述べることを所掌事務とする。

(組織)

第4条 附属機関は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 清水区に所在する医師会の代表者

(2) 清水区に所在する公的医療機関等の代表者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年7月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年11月4日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和8年7月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第99号

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年11月14日

静岡市長 難波喬司

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「4箇月」を「12週」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年11月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市斎場条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。